

日本スポーツ産業学会 第31回大会
新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン
初版

2022年7月9日・10日

第31回学会大会実行委員会

目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象	1
4	共通項目	3
5	役割分担	5
6	参加者において遵守すべき事項	5
7	会場において実施すべき事項	6
8	各種会議、オープニングセレモニー、懇親会等	6
9	体調不良者発生時の対応	7
10	大会開催の可否判断	8
11	その他	8

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会)や「展示会業界におけるCOVIT-19感染拡大予防ガイドライン」(一般社団法人日本展示会協議会)「いちご一会とちぎ国体競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」(いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会)等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第31回学会大会の開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、学会大会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、実行委員会及び参加者が実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 対象

本ガイドラインは、第31回学会大会のプログラムを対象とする。

4 共通項目

(1) 感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液(以下「手指消毒アルコール」という。)を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。

- ・各会場にアルコール消毒液を設置し、こまめな消毒を促す。

イ マスク着用の徹底

会場では、マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 3密の回避

(ア) 密閉の回

避

- ・演者控室、実行委員控室、学生アルバイト控室などの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的な換気を実施する。

(イ) 密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を避けるよう対策を講じる。
- ・受付、トイレ、自動販売機など、人が並ぶ可能性がある場所では、スタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

(ウ) 密接の回避

- ・受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のためアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。
- ・参加費等の徴収をできるだけ事前振込等で行い、当日の現金授受を極力避ける。また、当日現金の受け渡しが発生する場合には、コイントレーを活用する。

エ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(2) 参加の対応

ア 参加できない場合の事前周知

(ア) 体調不良者

(イ) 濃厚接触等が疑われる場合

(ウ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

イ 定義

(ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

①発熱している者（37.5℃以上）

②次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者

- ・喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
- ・頭痛、だるさ（倦怠感）
- ・息苦しさ
- ・身体が重い、疲れやすい

・味覚異常、嗅覚異常

(イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

①保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者

なお、感染者とは、PCR検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。

②同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者

③過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(イ) 添付「問診表」の記入、提出。

(ウ) 体調等の確認

体調不良者は申告してもらおう。

(エ) 入場の可否

(ア)及び(ウ)により、大会当日の 14 日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合は入場できない。

5 役割分担

(1) 実行委員会

ア 本ガイドラインの改定及び関係者への周知

イ 本ガイドライン等に基づき、各会場における具体的な感染防止対策を検討し、実施する。

ウ 参加者の体調把握を行う。

エ 提出された個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

オ 本ガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた運営を実施する。

6 参加者において遵守すべき事項

(1) 実行委員（学生アルバイトを含む）

ア 大会開催日の 14 日前から毎日、起床時体温、健康状態を把握する。

イ開催期間中は、原則としてマスクを着用する。

(2) 参加者

ア 事前に学会事務局に氏名、住所、連絡先（電話番号・メールアドレス）を報告。金銭の直接受け渡しを避けるために事前振込みを行う。やむを得ず当日の金銭受け渡しをする場合は、コイントレーを使用し釣り銭が発生しないよう極力する。

イ 大会当日に添付「問診表」の記入、提出。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 全ての参加者が遵守すべき事項

ア 受付時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。

イ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

ウ 会場内では、実行委員会等の案内及び指示に従う。

エ 大会参加後又は大会業務従事後 14 日間は、体温、健康状態等を確認する。

7 会場において実施すべき事項

(1) 講演、発表会場

ア 講師用の座席を設け、参加者の座席と区分けする。

イ 第31回学会大会は、原則として有観客での開催とするが、感染拡大状況により十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、運営委員会と協議の上、オンライン開催とすることを妨げない。

(2) 受付等

ア 可能な限り飛沫感染防止のためアクリル板等を設置する。受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。

イ 身体的距離をおいて並べるように案内を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や動線区分等の措置を講じる。

エ 受付や会場への誘導をする場合は、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。

イ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮する。

8 各種会議、オープニングセレモニー、懇親会等

(1) 理事会

ア 理事会を実施する場合は、時間短縮などの感染防止対策を講じる。

(1) オープニングセレモニー、表彰式、懇親会等

ア 間隔の確保や時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

イ 表彰式を実施する場合は、間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

ウ 懇親会は立食とする。但し休憩用のイスは1つあけて座るようにする。会話

が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

9 体調不良者発生時の対応

(1) 体調不良者の定義

体調不良者とは、4(2)イ(ア)に該当する者をいう。

(2) 参加時における受診・相談の勧奨

受付時に体調不良者に該当する者は、4(2)ウ(ウ)の要件に従い入場を不可とし、帰宅を促す。また、最寄りの医療機関又は受診・ワクチン相談センター（以下「医療機関等」という。）への受診又は相談を勧奨し、その結果を実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 対応記録及び追跡調査

ア 対応記録

受付時又は参加後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、連絡先（電話番号・メールアドレス）等を記録する。

イ 追跡調査

体調不良者が帰宅した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ 個人情報の保護

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(4) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

イ 実行委員会の対応

実行委員会は、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、保健所からの指示をまつ。また、PCR検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても実行委員会に報告する。

ウ 実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を大会参加者に周知する。

10 開催の可否判断

大会会期中に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

11 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。